

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	水田農業経営確立推進指導補助金
補助事業等の目標	米の需給調整の的確な実行を図るとともに、競争力のある効率的な経営の実現を目指した担い手を中心とした水田農業の構造改革を推進するため、新たな米政策の円滑な運用と地域ぐるみの取組の維持・拡大を図る。
補助事業等の対象者	新しい作物の導入に向けた試作等の推進農業者
補助対象経費	水田農業経営確立推進指導事業補助金交付要綱(平成 16 年 6 月 28 日付け 16 農技第 306 号農政部長通知)別表 1 に該当する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助率 10/10 以内
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 25 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	県補助事業が終了するまで
	【終期が 3 年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	水田農業経営確立推進指導事業補助金交付要綱に定める様式書類
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

平成 25 年 4 月 1 日制定